概要	サービスの貿易 他の締約国により日本国の外航船舶運航事業者が差別的な取扱いを受けている場合には、当該他の締約国の外航船舶運航事業者は、日本国内の港への寄港及び日本国における貨物の積込み又は取卸しを制限され、又は禁止される。
措置	外国等による本邦外航船舶運航事業者に対する不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律（昭和五十二年法律第六十号）

五十二	
分野	運輸業
小分野	水運業
産業分類	ＪＳＩＣ　四五二　沿海海運業 ＪＳＩＣ　四五三　内陸水運業 ＪＳＩＣ　四五四一　内航船舶貸渡業
政府の段階	中央政府
義務の種類	内国民待遇（第八・四条及び第十・三条）
概要	サービスの貿易及び投資 １　外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の水運業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 ２　審査については、投資が日本経済の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼすことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。（注）
措置	注　この概要において、この表Ａの留保事項十、留保事項十一、留保事項十二、留保事項十三、留保事項十五、留保事項三十七、留保事項十六、留保事項四十六、留保事項四十七、留保事項五十五及び留保事項五十七に規定する「国の安全」に言及していないことは、第十・十五条（安全保障のための例外）及び第十七・十三条（安全保障のための例外）の規定が当該審査について適用されないこと又は日本国が当該審査を正当化するためにこれらの条を援用する権利を放棄することを意味するものではない。 ３　投資家は、審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。 ４　「水運業」とは、外航海運業、沿海海運業（日本国内の港の間の海上運送）、内陸水運業及び船舶貸渡業をいう。ただし、外航海運業及び船舶貸渡業（内航船舶貸渡業を除く。）は、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続の適用から除外される。
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条

五十三	
分野	運輸業
小分野	水運業
産業分類	
政府の段階	中央政府
義務の種類	内国民待遇（第八・四条及び第十・三条） 市場アクセス（第八・五条） 最恵国待遇（第八・六条及び第十・四条） サービスの貿易及び投資
概要	日本国の法令又は日本国が締結している国際協定に別段の定めがある場合を除くほか、日本国を旗国としない船舶は、日本国内の不開港場への寄港を行ってはならず、日本国内の港の間の貨物又は旅客の運送を行ってはならない。
措置	船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第三条

五十四	
分野	技能検定
小分野	
産業分類	
政府の段階	中央政府
義務の種類	市場アクセス（第八・五条） 現地における拠点（第八・十一条） サービスの貿易
概要	営利を目的としない一部の特定の団体（事業主の団体、その連合団体、一般社団法人、一般財団法人、法人であるその他の営利を目的としない法人）は、技能検定「サービスを提供することができる。労働者の技能検定試験に関する業務を行おうとする当該団体は、日本国内に事務所を設置しなければならず、厚生労働大臣の指定を受けなければならない。
措置	職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第五章

五十五	
分野	上水道業
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　三六一一　上水道業
政府の段階	中央政府
義務の種類	内国民待遇（第八・四条及び第十・三条）
概要	サービスの貿易及び投資 １　外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の上水道業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 ２　審査については、投資が国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。 ３　投資家は、審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条

五十六	
分野	卸売業及び小売業
小分野	
産業分類	家畜 ＪＳＩＣ　五二一九　その他の農畜産物・水産物卸売業
政府の段階	中央政府
義務の種類	現地における拠点（第八・十一条）
概要	サービスの貿易 家畜の取引の事業を営もうとする者は、日本国内に住所を有しなければならず、その住所地を管轄する都道府県知事の免許を受けなければならない。「家畜の取引」とは、家畜の売買若しくは交換又はそのあっせんをいう。
措置	家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）第三条

五十七	
分野	航空宇宙産業
小分野	航空機製造修理業
産業分類（注）	ＪＳＩＣ　一六＊　化学工業 ＪＳＩＣ　一八＊　プラスチック製品製造業（別掲を除く。） ＪＳＩＣ　一九＊　ゴム製品製造業 ＪＳＩＣ　二一＊　窯業・土石製品製造業 ＪＳＩＣ　二三＊　非鉄金属製造業 ＪＳＩＣ　二四＊　金属製品製造業 ＪＳＩＣ　二五＊　はん用機械器具製造業 ＪＳＩＣ　二七＊　業務用機械器具製造業 ＪＳＩＣ　二八＊　電子部品・デバイス・電子回路製造業 ＪＳＩＣ　二九＊　電気機械器具製造業 ＪＳＩＣ　三〇＊　情報通信機械器具製造業 ＪＳＩＣ　三一＊　輸送用機械器具製造業 ＪＳＩＣ　三九＊　情報サービス業 ＪＳＩＣ　九〇＊　機械等修理業（別掲を除く。） 注　ＪＳＩＣの番号に付された星印（＊）は、これらの番号に定める活動のうち、この留保事項が対象とする活動が航空宇宙産業に関連するものに限られることを示す。
政府の段階	中央政府
義務の種類	内国民待遇（第八・四条及び第十・三条） 市場アクセス（第八・五条） 現地における拠点（第八・十一条） 特定措置の履行要求の禁止（第十・六条）